

令和4年度第2回臨時総会 議事録

開催日時	令和4年5月6日（金） 午後2時30分～午後3時28分
開催場所	高知市本庁舎6階 612・613会議室
出席委員	大崎 恭寿 池澤 誠 西本 統洋 植田 俊博 加藤 孝幸 廣井 千里 中島 義幸 久保田 彦昭 大野 哲 竹内 佳代 中島 正根 山本 和正 前田 眞作 上田 博 久保 壽美男 川澤 一博 中村 富貴 矢野 強 以上18名
欠席委員	森田 浩明 以上1名
事務局	近森事務局長 永野次長 竹内係長 堀内係長 長澤主任 山崎主任 麻植主任 以上7名
議題	議案第1号 農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定について 議案第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について 議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用確認状況について

開 会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後 2 時30分)
議事録署名委員	議長が、矢野委員、廣井委員を指名する。
議 事 議 長	<p>それでは、お手元に配付いたしました会議次第により議事を進めてまいります。</p> <p>議案第 1 号 農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明願います。</p>
竹内係長	<p>では、議案第 1 号について、ご説明いたします。農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定、いわゆる農地法の 3 条の申請をしていただく際の下限面積、農地を取得できる下限の面積の検討でございます。</p> <p>現在、高知市の方では、鏡及び土佐山地域について下限面積を 1 反とし、それ以外の旧高知市及び春野地域については下限面積を 4 反として運用しております。毎年のごとでございますので、重ねての説明になりますけれども、下限面積につきましては、農地法第 3 条第 2 項及び農地法施行規則第 17 条におきまして、原則として 5 反、ただし、農業委員会が必要と認める場合には、施行規則により「別段の面積」というものを定めて、下限面積の引き下げ等を行うことができるという形になっており、別段の面積につきましては、毎年、この必要性を検討することとなっております。</p> <p>資料の 1 ページは法令をそのまま転記しております。2 ページは、令和 4 年 4 月 1 日現在で下限面積を 4 反とした場合の農家戸数、及びその要件を満たす農家戸数等の表でございます。D、下限面積を 4 反とした場合に、その下限面積以下の農家の戸数が 40% を下回らないようにする、ということが法令上定められておまして、こちらの方を見ていただきますと鏡及び土佐山地域につきましては、下限面積 4 反とした場合には、4 反以下の農家さんの戸数が 40% を下回る形になっておりますが、この 2 地区につきましては、現行 1 反で運用しておりますので、問題ありません。旧高知市及び春野地域につきましては、4 反と設定した場合には、この 40% の規定を満たすこととなっております。</p> <p>3 ページの資料 3 は、下限面積を 3 反に引き下げた場合にどうなるかという試算でございます。旧高知市地域につきましては、変わらず 40% の規定を満たすこととなりますけれども、春野地域につきましては 40% の規定を満たさないこととなります。</p> <p>以上の、資料 2 と資料 3 の表をまとめたものが、資料 4 でございます。こちらの表を参考にして、事務局といたしましては、現在の下限面積、すなわち、鏡及び土</p>

	<p>佐山地域につきましては、現行の下限面積1反をそのまま適用し、旧高知市及び春野地域につきましては、これも現行と変わらず4反という形での適用をしてはどうかということで、案をあげております。</p> <p>なお、すでに全国農業新聞等で報じられておりますけれども、現在、国の方では、農地法の改正案といたしまして、この農地法3条で農地を買う場合の下限面積の要件を法律の中から撤廃をするという法案が、今国会の方で審議をされているところでございます。仮に法案が成立しました場合には、またそれに従った形で、通知等でこういう運用をなささいということが、国から出されるものと考えております。この下限面積につきましては農地法ができて以来の規定でございますので、これがなくなってしまうたらどうなるのかという部分については、事務局の方でも大丈夫かなと、非常に不安を覚えるところでもありますが、他市町村での事例や方針等も参考にしながら、今後、国のガイドライン等も示されると思いますので、そういうところも参考にしつつ対応を図っていきたいと考えております。以上、議案第1号の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたが、私の方からも、先ほどの下限面積の撤廃のことについて一言、お話をさせていただきたいと思っております。先般、全国農業会議所主催のリモート会議がございまして、全国の農業会議の代表が400名、出席しておりました。その中で、この下限面積要件については、非常に意見がありまして、これを撤廃したらいかんという話が大部分を占めておりました。これについては、農業委員会に非常に不安を与える要素でございます。そういうことで、多分、審議をして撤廃になるかと思いますが、非常に心配をして、不満を農水省に対しまして、言っておるところでございます。また、どんなガイドライン等が出てくるかわかりませんが、その辺のところも勘案して出してくれるものと思っておりますが、非常に心配するのは、やはり、下限面積を撤廃した場合に、いわゆる、いくらでも誰でも買えるというような噂が広がりますと大変になります。しかしながら、各農業委員会でしっかりとガイドラインどおりにやるということであれば、今までと変わらないだろうという予測のもとに撤廃するようでございますので、今後の内容については、皆さん、注目していただきたいと思っております。</p> <p>それでは、他に何かご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>西本委員</p> <p>一昔前は家督相続で、大体後をとる者が相続しておりましたけど、最近の事情は、</p>

	<p>権利を主張といいたまいますか、分割を非常にされております。そのことを踏まえてこの実態を見たときに、私は、春野の方は3反でかまんじやないろうかと。そうすれば、実態に応じたがでいくと。旧高知市はやはり4反の場合がまだ多いですので、4反でいいんじゃないろうかと、こう思います。ただ、私の意見ですけど、最近、非常に分割されておりますので、政府の考え方もわかりますが、相続の件ですので、やはり難しいことがあると思います。けれど、やはり農地を維持していくには、最低限の耕作面積を設定しちよった方がいいですが、ただ、春野はこの統計で見たら、4反いうたらきつそうです。もう少し和らげて3反はどうかと私は思いますけど、春野の方がそれでよろしかったら、私は何も言いません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。いろいろ考え方があろうかと思いますが、今、新規就農する場合、まず借地をして、それから始める方が多いところ。そして、軌道に乗ったら下限面積を目指して農地取得を目指す、というような方が多いように思っております。だから、私といたしましては、農業をやる気のある方が、わざわざ取得せんでも借地でいけるんじゃないかと。下限面積の撤廃がなぜ必要か、というような思いがあるところでございます。そういうことで、今回、西本委員からも意見もございましたが、今回が最後の下限面積の設定になる可能性も高いわけでございますので、わざわざご意見のように30アールにしなくても、本日の提案のと通りの面積で、ご了承いただけたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。</p>
<p>西本委員</p>	<p>春野の方が良かったらかまいませんよ。ただ、気兼ねをしてどうかと。</p>
<p>議 長</p>	<p>かまいませんか？他にないようでございますので、採決をいたしたいと思いますが、本件は議案どおりに承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明願います。</p>

近森事務局長

議案第2号について、ご説明いたします。令和4年2月2日付で農林水産省経営局長から、農業委員会による最適化活動の推進等について、通知が発出されました。通知の中で、農業委員会は、総会に諮ったうえで、1年間の成果目標として、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進、また、活動目標として、①最適化活動を行う日数、②「活動強化月間」の設定、③「新規参入相談会」の参加について決定し、ホームページでの公表・県を通じて国へ報告するとしております。高知市農業委員会においても、令和4年度の目標を設定し、公表する必要があるため、お手元の案についてご審議いただきたいと思います。

まず、成果目標の設定についての基本的な考え方について、ご説明いたします。

1. 農業委員会の目標の設定、ア農地の集積として、①最適化指針で80パーセント以上設定していれば継続、②最適化指針の未策定及び集積目標80パーセント未満は都道府県の農業経営基盤強化促進法における目標としております。イ遊休農地の解消として、a既存の遊休農地の緑区分では、令和3年度の利用状況調査で判明したものを令和4年度から8年度の5年間で解消するために、令和3年度の5分の1ずつ減少させるとしております。また、黄区分では、都道府県、市町村、農地バンク等と協議して工程表を策定することを目標とするとしております。b新規発生遊休農地の解消については、前年度に新たに判明した緑区分を全て解消することを目標とするとしております。ウ新規参入の促進では、農地所有者から新規参入者に対する貸付等を行うことの同意を得た農地面積で、平成28年度から30年度までの権利移転・設定の行われた平均農地面積の1割以上を目標とするとしております。

それでは、別紙様式1「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。まず1ページ、I農業委員会の状況は、令和4年4月1日現在における統計等を基に、農業委員会の体制、農家・農地等の概要を記載してあります。2ページからは、II最適化活動の目標で、1最適化活動の成果目標として、(1)農地の集積、①現状及び課題は、管内の農地面積2,450haに対して、これまでに認定農業者、認定新規就農者等の担い手に集積された面積は563ha、集積率は23%となっております。課題として、農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作者不在の農地が発生しないよう担い手に利用集積を図る必要がある、としております。なお、農地面積については、※1にあるとおり、直近の耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入することとなっていることから、農地台帳上の面積とはズレが生じません。次に②目標は、令和4年3月に公表された、高知市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する

農用地面積が地域における農用地面積に占める割合の目標に合わせて、目標年度を令和13年度、集積率を45%とする中で、令和4年度は活動初年度であることから、今年度の新規集積面積は25ha、年度末の累計集積面積を588haとし、集積率は1%増の24%に設定しております。次に(2)遊休農地の解消について、①現状及び課題として、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況は、1号遊休農地面積が170haで、うち草刈り等で直ちに耕作可能となる緑区分の遊休農地が54ha、重機等による耕起が必要な黄区分の遊休農地が116haとなっており、農業従事者の高齢化、労働力不足に加え、土地持ち非農家の増加等から、遊休農地の拡大が懸念されることが課題となっている、としております。②目標として、ア既存遊休農地の解消のうち、a緑区分の遊休農地の解消目標面積は、令和3年度の緑区分の面積の5分の1とすることとされているので11ha、b黄区分の遊休農地の解消については、利用意向調査等を基に、関係機関と連携して農地の出し手と受け手の掘り起こしに取り組む、としております。イ新規発生遊休農地の解消の目標面積は、令和3年度に新規発生した緑区分の遊休農地面積6haを解消することとしております。3ページの(3)新規参入の促進で、①現状及び課題として、令和元年度から令和3年度までの新規参入者の状況は記載しているとおりで、農業従事者の高齢化が進み後継者不足が深刻な課題となる中で、遊休農地の発生防止を図るため、将来の担い手となる新規就農者の確保と定着を支援する必要があることが課題となっている、としております。②目標としては、※2にあるとおり、平成28年度から30年度までの権利移動面積の平均78haの1割以上である8haを、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積としております。

次に、2最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、事前審査会で説明したとおり、1人当たり1か月に7日を設定しております。

(2)活動強化月間の設定目標は、移動農業委員会を開催する5月から7月と2月、時期は未定ですが、JA高知市青壮年部との意見交換会の3回としております。(3)新規参入相談会への参加目標は、高知市農林水産部等が主催する相談会へ1回、委員1名以上参加することとしております。なお、この目標設定につきましては、本日も承認いただいた後に(一社)高知県農業会議の確認を受けてホームページ等で公表することとなりますが、修正等の指示があった場合には、会長と確認した上で修正等の対応をさせていただくことを、併せてご承認いただきたいと思います。私からの説明は以上でございます。

議 長	説明が終わりましたが、この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	<p>事前審議会で、堀内氏から詳しく説明がありましたので、内容についてはあんまり言いたくないんですが、堀内係長が言うのに、8日を設定したという案もありました。けど私が一番思うのは、この活動に意識して取り組まないかんようになると思います。今、高知県の最低賃金は時給820円です。820円です。7日、いろいろ書かないかん部分もあるし、相談したら話し込む時もあるので、最低、どうみても1時間はみないかん。1か月で7時間以上は要すると。政府の方がそういう指針であれば、活動費というものは出ないものか、これをひとつ、政府の方といいますか、県等にも働きかけをしていただけたら。議員は、新聞等によると、月何百万ももらいよりも。領収書もいりません。そういうことで、政府の方からこういう目標設定をなさいとなったら、時間を作らないかんです。あえて作らないかんです。また、堀内さんに満点をもらおうと思ったら7日以上動かないかん。また話し込んだら1時間、2時間もかかる、そういうことで、ひとつよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>西本さん、私の方で説明いたします。現在、農業委員会に対しまして、こういう活動をした場合に、最適化交付金というものが補助金として出ております。これを農業委員会として申請すると出るようになります。申請すればいいわけですが、これはいろいろ委員の報酬の問題に絡んできます。小さな農業委員会においては、報酬が月に2万円足らずとか、そういうところが多いわけです。そういう方が活動した場合に、先ほど言われたような報酬がついてきます。委員会によっては、そういう報酬が欲しいということで申請しておる委員会もございます。しかし、高知市の場合それはやると、今の報酬水準からいうと、根本の報酬を下げられる可能性があるというような気もするわけでございます。その辺のところ、今まで委員会の判断として、その最適化交付金の申請はしておりません。ぜひしなさいということであればやらないかんだろうとは思いますが、その辺のところは、今後また相談していきたいと思っております。</p>
西本委員	ぜひ、活動費を、上積みを、ということですか、私が言うのは。
議 長	上積みをもらいますか。

西本委員	<p>何も言わず、政府に言われたとき、この7日を設定して行動せないかんと。これが普通の農業委員・推進委員の行動やと。今までの、ほいたらやりやあせんかったのは、よけもらいすぎよったかと、そういうことになりますけど。現状維持の場合には、やはり、ひとつは予算化を、国の方に対して、あるいは行政がこういうことで具体的に行動しなさいと示した以上、面積も書かないかんでしょう。これには、達成しようと思って努力もせないかんとします。ひとつ、よろしくをお願いします。</p>
堀内係長	<p>4月の事前審査会では、私もお伺いさせていただいて、活動記録簿の記入が新しくなるということ、委員の皆さんには、いろいろ事務作業が増えるということをお願いをさせていただいたところです。この国の考え方というのは、この活動記録簿を書くことが、仕事（業務）として実際増えるわけですけど、その活動記録簿のために活動しなさいというわけではないので。今まで皆さんが普段やってらっしゃったことで、日常の業務記録を、ちょっとでも書いてくださいということ。新たに活動記録簿のために何かをしましょうっていうより、普段何気なくしていたことでも、それが農地の集積とか遊休農地の発生防止、新規参入の促進に繋がることであれば、（記録に）残して、皆さんの実績を残していきましょうというのが、国の基本的な考え方なので。今まで他の人には見えてこなかった活動を、これから記録に残すことで誰にでも見えるように、農業者じゃない方にも、普通の一般の市民の方にも、委員さんがこういう活動をしているの見えるようにするために、ということなので、いろいろお手間をかけることもありますけど、この1年は、頑張っていただけたらと思います。</p>
西本委員	<p>それはできんと思いますよ。一応こういうことで、勤務評定をしますというふうにして国が示したら、それには意識して動く、行動をせないかん。それが農業委員で推進委員やから。相応の手当を、時給1,000円とは言いません。2,000円とも言いません。高知県の最低の賃金を考慮して。事務局は、ただ、国・県からいうてこられたとき、これしなさい、あれしなさいと。そりゃあ大変やと思いますよ。けど、やはり皆、出席されてる方は優秀な方ですので行動はすると思いますが、目標設定したら達成をしたいですわね。そういうことでひとつ、国の方に、こういうことを示せと、文書化して残せというならば、せめて、時間を割いて、短時間やっても多少なりと上積みしてもらわないとできないと思います。それやったら、皆書かんと思いますよ。書く必要ないき。みんなやったら0点でえいき。そういうわけじゃないでしょ。</p>

	<p>そういうことで、行動をとるなら何でもそうです。努力に報酬あるいは手当，これがつきまとうもんだと私は思いましたけど，皆さんどうですか？</p>
竹内委員	<p>いや，西本さんに反対するわけやないですけども。私らあこの会へ来て，間にそんなに動くこともない時でも報酬はいただきゆうがです。西本さんの意見やったら，もう根本的にゼロにして，会へ来た時間を打ってやらないかなるき。根本的に言うたら。大野会長が言うたように，今までは，本当に目に見えてなかったもんをただ見せましようということやき。これで1年間やってみて，大変やったらそれは上乘せもせないかんかもわからんけど，1年はやりましようということやき，やる，やってみないかんがよ。もう書きとうなかつたら書かんでもええがよ。もう，本人次第やき，それは。お金が要るやって，もう書きとうない，動きとうなかつたら，もうそれはそれで出したらいいと思います，本人で。みんなに共有するもんやないき。私も，やらないかんかなあ，今までやってなかったきめんどいなあということ，はっきり言って思いましたけど，ハウスへ行った時に，ああ，そこにおるきちよっと行って聞いてこうと，こないだも行きました。それで私は，週に2回を目標に誰かに会いたいなあ。どこまでできるかわからんけど，週に2回。ほんで1回目は5分でした，1人の人は。1人の人はちょっと長かったき，それでも15分ぐらいかな，向こうが仕事しゆうき。それを，どんなに書いたらえいかわからんき，やったことだけを今，書きました。で，足らんとこを，また言うてもろうたらいいと。負担にはなるけど，今までのなんちゃあやってないき，もうこれはこれで1年間やってみないかんと思いますが，どうでしょうか。根本的に報酬が要るやったら，この会へ来た時間も，もう全部報酬で打たないかんと思います。</p>
西本委員	<p>今まで，農業委員として，皆，自覚を持って行動しよりました。この遊休農地をなくそうとか，後継者やろうとか，それも考えてやりよりました。それより大事なことは，農業委員会の仕事，農地転用あるいは，そういうもろもろの議案が出てきますので，これを真剣に，そこの方に会って，あるいは現地を見てやりよったから，報酬はもらいました。それが固定給というものです。けど，それを今までやりやあせざった，それはちょっと違う，角度が違うと私は思います。もう，時間を取らすので言いませんけど。</p>
議 長	<p>結局，自分に言わせてもろうたら，こういう会議というものを，非常に国は軽視</p>

をしておるといふふうに思います。こうやって会議へ来るのに、半日の会やったら、もうほとんど1日潰れるようなことになります。そういうことで、国はそこを評価しません。それは先ほど言われたような固定給という考え方で、それは市町村が出しなさいよと。国の言うのは、その他の、本当の国が求める業務を、今言われゆう3つの業務、これをやりなさいというルールを、新たに強化してきたと。今までもやってないことはありません。やってないことはありませんが、強化をして記録に残しなさいと。ただそれだけやと思います。なので、1時間話せば、それこそ報酬が、報酬というか、日当といいますか、経費がもらえるわけですが、今回の場合は、ちょっと話をしても1回ですよということですので、ちょっと5分の話で1回ということですので、1年やってみようというご意見も、今、いただきましたので、とりあえずはそういう方針で、やっていただけたらというふうに私は思っております。どうしても、経費がいるということであれば、今後考えていきたいというふうに思っております。

中島（正）委員

会長さんの言うとおりの、新たなノルマが来ましたき、やらないかんと思います。やります、というかやらないかんですけど。やっていくときにモチベーションが上がらんがですよ。話す時にも場所がわからん。地番が、そのあたりわからん。話が繋がっていかないんですよ。あこのどこやろのどこやろじゃいかんがですよ、ほら。例えば、地番とか字名ですわね。そればあがわかる、なんかデータが欲しいがですよ。それと、それを掘り下げていったら、誰が作っちゅうか。耕作放棄地があるけど、誰の所有か、それがわからずに行っても繋がらんがですよ。妙に、もうええ歳して70過ぎた人が、書けんやんか。一応、どこやろの地名の誰やろさんの農地と、こう書きたいわほら。それが書けんと妙に部が悪いわの。以上です。その辺なんか、その農地バンクができていろいろタブレットの問題もあると思いますけど、もっところ、そういうことをですね。教科書と問題集を与えてもろうたらカンニングができますけど、カンニングができんって状態です。以上です。要望です。

西本委員

同じようなことですけど、せめてよね、農業委員会であれば、朝倉で言えば小字までわかるような地図をください。そしたら、どこの地区何やろの字で話したことで作ったとか、そういうこと書けるけどよ。堀内さんも大変やと思う。けど、それがないと具体的に書けれんもん。正根君が言われるとおりでと思います。やはり、そうしたら文章書かにゃいかん、記録で残さな。それが初めて、次のものへ繋がっ

	<p>ていくと、このように思いますので、ひとつ。せめて地区、地区でいいですので、仁ノ地区やったら仁ノ地区の字、あるいは春野やったら春野全体の地区名、それをね、何か資料をね、やっぱり提出していただきたいと思います。示していただきたい。僕は案でこのとおり作ればそれでよろしいですよ。よろしいですけど、やはり記録として残すには、行っちゃったら誰と話した、番地もわからん、後で見たらどこで誰やったろうのうとかいうことになったらいきませんので、ぜひ、それは資料提供をしていただきたいと思います。以上です。</p>
竹内係長	<p>先ほど西本委員さん、中島（正）委員さんから言っていました地図のお話でございますけれども、今、何人か、推進委員さんから、こういう地図が欲しいのももらえないかという話があったところについては、何枚かその地区の地図をお渡ししている例もあります。各地区の地図自体は、大きい紙でお出しをするというやり方と、もうひとつは、今度、国からタブレットが来るようになっており、そのタブレットでも見れるらしいですけれども、タブレットよりも、大きい地図の方が見やすいかもしれないので、今後、コピーしてお配りをするように検討させていただきます。ただ、そこそこ時間がかかりますので、ちょっと気長にお待ちいただかないといけないかもしれませんが、内部で検討させていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>そろそろ採決をいたしたいと思いますが、先ほど西本委員よりありました、最適化交付金についての申請、これは1年間猶予をくださいということで、本議案については、今の提案で説明させていただいたような方向でやっていきたいというふうに、再度提案をいたしたいと思いますが、この件につきましてかまいませんでしょうか。ご異議ある方、西本委員、もちろんご異議あるでしょうけど。</p>
西本委員	<p>わしも言わなあよ。言わんけど、ひとこと言いたかった。今までの委員さんの仕事はなんやったろう。あれは基本。基本的な報酬やったと私は思ってる。けど、もう言いません。</p>
議 長	<p>西本委員も、不満ながら言わないということでございますので、採決をいたしたいと思いますが、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>

委 員	— 異議なし —
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、議案第3号について、ご説明いたします。</p> <p>相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から20年を経過することに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について、税務署から1件の照会がありました。</p> <p>議案第3号と記載していますものの1ページをご覧ください。案件1は、被相続人が平成13年12月に亡くなられたことにより、相続人が、朝倉及び春野地区の計5筆、4,562.00㎡の農地を相続したものです。このうち6番の土地につきましては、地積訂正及び分筆を行ったため、申告時から面積が変更となっております。以上1件です。この案件につきまして、地元の推進委員さんと現地調査を行い、いずれも農地として使用されていることを確認しております。特例の適用を受けた農地等の所在地番、利用状況の詳細については、議案書に記載のとおりです。税務署へこの内容で報告したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
中島（正）委員	ちょっと教えてください、すみません。分筆して面積が増えちゃうというのは？
長澤主任	ちょっと特殊な例といいますか、地籍訂正が入っているので、分筆しても前よりちょっと多くなっている、というケースだと思います。
中島（正）委員	一部農地転用かなんかになって、測量してやったということですね。
長澤主任	そうですね。はい。
議 長	他にないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>それでは報告事項に移ります。令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画案について事務局よりお願いいたします。</p>
永野次長	— 令和3年度事業報告及び令和4年度事業計画案について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件についてご質問等はございませんか。
西本委員	<p>私ばかり意見があると思いますが。最近、農地総会の連絡が非常に遅うございます。今年になってから3回も電話がかかってきて、まだ届いてないか、届いてないっていうがお宅には来ちゃったか、と言います。これは前もって、今日、日程表にもありましたけど、事前に事務局と話し合い、何を話し合えようか。今、受付の処理の仕方が前ほどスピーディじゃないと。それやったら、もっと事前審査会を早くするとか、取扱い事業の見直しもして、せめて1週間前ばあに届くように議案書を送って欲しい。それを遡って、かなり今まで、ずっと日程表では、25日前後から始まって2日間やって、その後で、多分、審議の中で見直さないかん問題、あるいは指摘の問題を書き直してせにゃいかん問題があります。それも含めて事務処理のスピーディ化というか、簡素化といいたししょうか、できなければ前倒しに。それとか、これは農地総会というものをもう少し遅らしてやるとか、これをしてもらわないと。経費節減、経費節減というのが、速達で日曜日に送ってきます。けど、それにはそれ相応の職員の言い分もあると思います。できれば、できる方法で日程の見直しをして欲しい。事務の見直し、あるいは申請。いろいろな申請の受付のことについても、6月からのことですので、その見直しを検討してほしい。できないならできないでかまんけど、定期的なものを速達で、またせっぱ詰まって、まだ届いてないらしいが、お宅は来たろうかと電話もかけ、事務がもっと増えようと思いますよ。ここを考えて欲しいと思います。以上です。</p>
議長	ありがとうございます。この件については、なかなか事務局が答えるより私が先に答えた方がいいと思いますが。以前は、農地総会の基準日が5日でした。それを、

	<p>現在は基準日7日ということにしております。その時の理由も、いろいろありまして、申請の件、また、県への報告の件。そういうこともいろいろ考えて、5日から7日にしたという、以前の経緯がございます。そういうことで、今後、先ほど提案があったように、これはひとえに郵便事情ということがございます。普通郵便で出したら1週間届かんというようなケースが、前回ですか、ありましたので、速達にするということにしております。特に今回は連休明けですので、速達にいたしました。そういう、せめて7日前までに届けよというようなことであれば、先ほども提案がございましたように、7日以降に基準日を設けるのか、そういうことが可能であるのかどうかについて、今後また事務局と相談しながら、対応したいと思います。よろしく願いいたします。</p>
西本委員	<p>当日資料を配ります、それで通知になっているかと思いますが、我々としては、ここへ来て初めて見よります。けど、担当者はすらすらと資料を読み上げていき、何を話しゅうやら、ありゃ、これ聞いちゃったら良かった、ということがあります。ぜひ、具体的に検討をして欲しいと思います。よろしく願いします。</p>
議長	<p>それでは、ほかに、ないようでございましたら、以上で本日予定しておりました議題及び報告事項はすべて終了しました。</p> <p>その他に委員の皆さん何かご意見等ありませんか。</p>
委員	<p>— 意見・質問なし —</p>
議長	<p>なければ、事務局から、意見書回答に対する評価について連絡があります。</p>
山崎主任	<p>— 意見書回答に対する評価について 連絡 —</p>
議長	<p>連絡が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>— 意見・質問なし —</p>
議長	<p>なければ、以上をもちまして令和4年度第2回臨時総会を閉会いたします。</p>

閉

会

議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時28分)

以上のおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月15日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 兵野 強

議事録署名委員 廣 升 千里

議事録作成者 麻 植 立 子